

給実甲第1247号

平成30年6月27日

人事院事務総長

給実甲第660号の一部改正について（通知）

給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年7月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
給与法第12条の2関係 1 （略） 2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の異動等に際して同居していた配偶者が転居した職員のうち次に掲げるものとする。	給与法第12条の2関係 1 （同左） 2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の異動等に際して同居していた配偶者が転居した職員のうち次に掲げるものとする。

一 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。）内に所在する住宅に転居する職員

二 規則第5条関係第4項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号又は第9号に掲げる事情があると認められる職員（前号に掲げる職員を除く。）

三 その他前2号に類する事情があると認められる職員

規則第2条関係

- 1 (略)
- 2 規則第2条第5号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。
 - 一 (略)
 - 二 配偶者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の

一 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。）内に所在する住宅に転居する職員

二 規則第5条関係第4項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号若しくは第9号に掲げる事情又はこれらに類する事情（規則第8条関係第4項において「特定事情」という。）があると認められる職員（前号に掲げる職員を除く。）

(新設)

規則第2条関係

- 1 (同左)
- 2 規則第2条第5号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。
 - 一 (同左)
 - 二 配偶者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条

3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 1 0 項に規定する小規模保育事業、同条第 1 1 項に規定する居宅訪問型保育事業若しくは同条第 1 2 項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、同法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 6 条の 3 第 9 項から第 1 2 項まで若しくは第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）に在所している同居の子を養育すること。

三～八 （略）

規則第 5 条関係

1・2 （略）

3 規則第 5 条第 2 項第 3 号の「人事院の定める事情」は、次に掲げる事情とする。

一 満 1 8 歳に達する日以後の最

第 1 項に規定する保育所、同法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 1 0 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 1 2 項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）に在所している満 3 歳以上の同居の子を養育すること。

三～八 （同左）

規則第 5 条関係

1・2 （同左）

3 規則第 5 条第 2 項第 3 号の「人事院の定める事情」は、次に掲げる事情とする。

一 満 3 歳以上の子であって満 1

初の3月31日までの間にある子が学校等に在学し、又は保育所等に在所すること。

二 (略)

4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 (略)

二 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居（所在する地域を異にする3以上の官署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員（以下「転々異動職員」という。）以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。

三 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾

8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが学校等に在学し、又は保育所等に在所すること。

二 (同左)

4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 (同左)

二 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する満3歳以上の子を養育するため、転居（所在する地域を異にする3以上の官署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員（以下「転々異動職員」という。）以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。

三 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾

病等の治療等を受ける子（学校等に入学又は転学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する子を除く。）を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。

四～十一 （略）

5 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のない職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居（転々異動職員以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。

二 （略）

6 （略）

規則第8条関係

病等の治療等を受ける子（学校等に入学又は転学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する満3歳以上の子を除く。）を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。

四～十一 （同左）

5 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のない職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 満3歳以上の子であって満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居（転々異動職員以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。

二 （同左）

6 （同左）

規則第8条関係

1～3 (略)

4 各庁の長は、職員に給与法第12条の2関係第2項第3号、規則第2条関係第2項第8号若しくは規則第5条関係第3項第2号、第4項第11号若しくは第5項第2号に掲げる事情があると認め、又は職員が規則第3条関係第2項第3号に掲げる場合に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ事務総長に協議するものとする。

1～3 (同左)

4 各庁の長は、職員に特定事情若しくは規則第2条関係第2項第8号若しくは規則第5条関係第3項第2号、第4項第11号若しくは第5項第2号に掲げる事情があると認め、又は職員が規則第3条関係第2項第3号に掲げる場合に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ事務総長に協議するものとする。

以 上